Ⅱ 適用額明細書の記載(入力)要領等

1 書面で提出する場合の記載要領

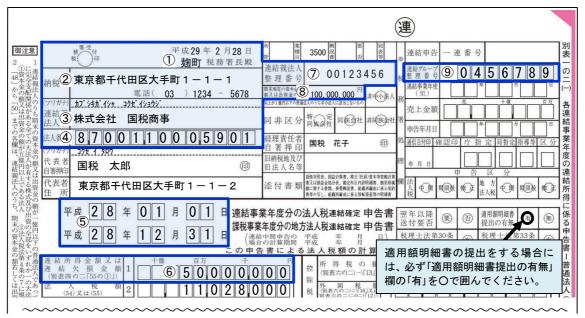
「適用額明細書」の記載に当たっては、以下のとおり別表一の二(一)等の記載内容のうち、青の網かけ部分を「適用額明細書」に転記してください。

なお、その他の法人税関係特別措置に係る記載要領については、P16以降の「Ⅲ 適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方」をご確認ください。

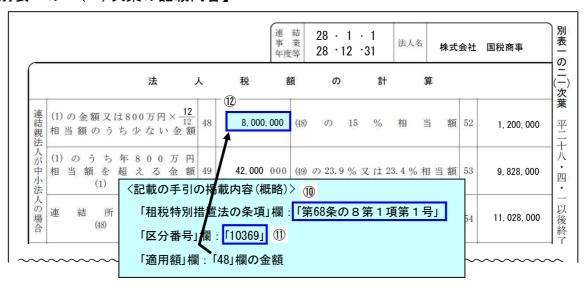
〈記載例〉

別表一の二(一)次葉…中小企業者等である連結法人の法人税率の特例 別表十六(七)…中小連結法人の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 の法人税関係特別措置の適用を受ける場合

【別表一の二(一)の記載内容】



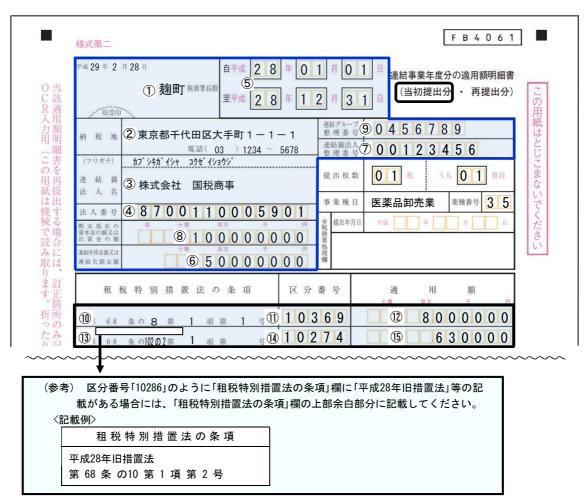
【別表一の二(一)次葉の記載内容】



【別表十六(七)の記載内容】



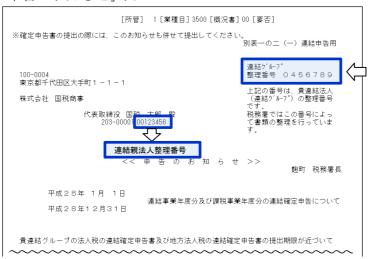
【適用額明細書への転記後のイメージ】



○ 「適用額明細書」の記載に当たっての留意事項

- (1) 「当初提出分」又は「再提出分」欄は、いずれかを○で囲んでください。
- (2) 「提出枚数」欄には、提出する「適用額明細書」の「総枚数」とその「適用額明細書」が「何枚目」になるのかを記載してください。
- (3) 「連結グループ整理番号」及び「連結親法人整理番号」欄は、別表一の二(一)等の「連結グループ整理番号」及び「連結親法人整理番号」欄に印字された番号を記載してください。
 - (参考) 別表等の送付を希望しない法人で「連結グループ整理番号」及び「連結親法人整理番号」が不明な場合には、申告時期に税務署から郵送される「申告のお知らせ」(前年にe-Taxをご利用の場合には、メッセージボックスに格納されます(P11の「(参考1) 『申告のお知らせイメージ』」)。)をご参照ください。

「申告のお知らせ」イメージ



- (4) 「業種番号」欄は、P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」をご確認いただき、該当する「事業種目」欄の「業種番号」を記載してください。
 - (参考) P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」は、別表一の二(一)等の「業種目」欄に印字された数字の上2桁を事業種目別の一覧にしたものです。
- (5) 次の事項に留意して、黒のボールペンで丁寧に記載してください。
 - ① \square の枠が設けられている数字の記載欄は、位取りを誤らないように注意して、1枠 内に1文字を右詰めで記載してください。

なお、桁あふれが生じる場合は、枠を無視して記載してください。

- ② 「連結所得金額又は連結欠損金額」欄の記載すべき金額がマイナスのときは、その数字の一つ上の桁の枠内に「-|又は「△|を付してください。
- ③ 「法人番号」欄は、平成28年1月1日以後に開始する連結事業年度について記載する必要があります。
- (6) 記載を了した「適用額明細書」は、他の書類とホチキスどめ等をしないで、申告書に挟み込んで提出してください。
- (7) OCR入力用の用紙は、機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。

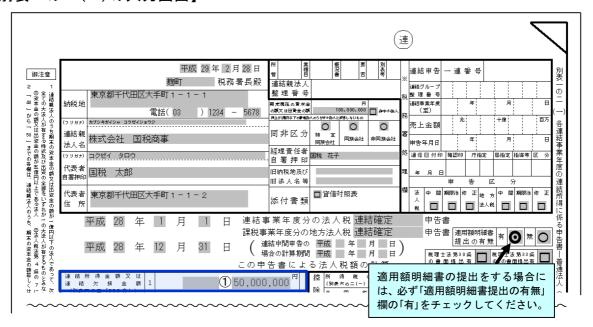
2 e-Taxソフトで提出する場合の入力要領

「適用額明細書」をe-Taxソフトで提出する場合には、「申告・申請等基本情報」で入力した項目は、自動で反映されることから、「適用額明細書」は、それ以外の項目を入力してください(青の網掛け部分)。

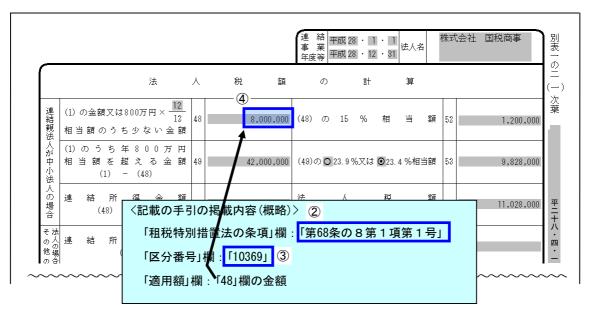
なお、その他の法人税関係特別措置に係る入力要領については、P16以降の「Ⅲ 適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方」をご確認ください。 〈**入力**例〉

別表一の二(一)次葉…中小企業者等である連結法人の法人税率の特例 別表十六(七)…中小連結法人の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 の法人税関係特別措置の適用を受ける場合

【別表一の二(一)の入力画面】



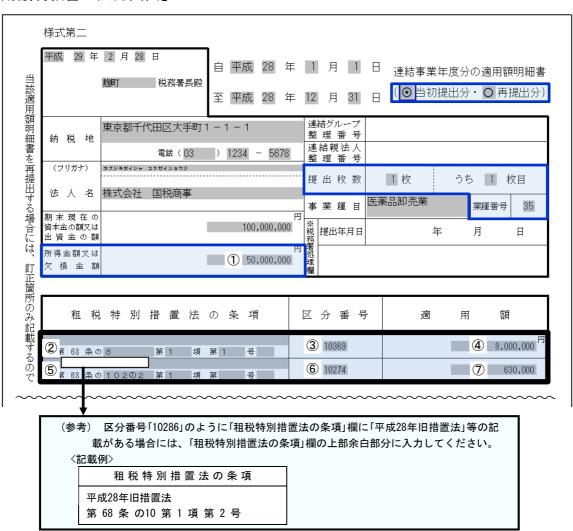
【別表一の二(一)次葉の入力画面】



【別表十六(七)の入力画面】



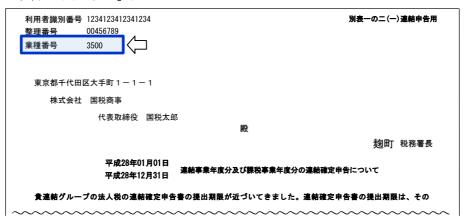
【適用額明細書の入力画面】



〇 「適用額明細書」の入力に当たっての留意事項

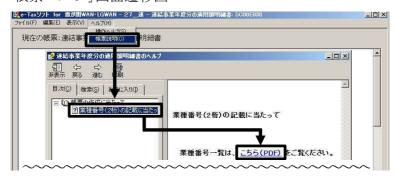
- (1) 「当初提出分」又は「再提出分」欄は、いずれかをチェックしてください。
- (2) 「提出枚数」欄は、提出する「適用額明細書」の「総枚数」とその「適用額明細書」が「何枚目」になるのかを入力してください。
- (3) 「業種番号」欄は、P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」をご確認いただき、該当する「事業種目」欄の「業種番号」を入力してください(「適用額明細書」入力画面の「帳票へルプ」からも確認することができます。)。
 - (参考1) P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」は、「申告のお知らせ」に印字された「業種番号」の上2桁を事業種目別の一覧にしたものです。

「申告のお知らせ」イメージ



(参考2)

「帳票ヘルプ」画面遷移図



3 事業種目・業種番号一覧表

事	業種目	業種 番号	事;	業種目	業種 番号	
	水産食料品		皮革·同製品製造業	皮革製品	16	
食料品製造業	調味料	01		ガラス・同製品		
	精穀、製粉			セメント・同製品		
	砂糖		窯業、土石製品、製造業	建設用粘土製品、耐火物	17	
	菓子			陶磁器•同関連製品		
	パン類			その他の窯業・土石製品		
	清涼飲料		鉄錙業	鉄鋼	10	
	酒類			銑鉄鋳物	18	
	畜産食料品		非鉄金属製造業	非鉄金属	19	
	その他の食料品			構築用金属製品		
	製糸		金属製品製造業	金属打抜き・プレス加工		
製糸、紡績、ねん糸業	紡績	02		被覆、彫刻、その他の金属表面処理	20	
	ねん糸			くぎ、ボルト、ナット、線材製品		
	綿・スフ織物		1	その他の金属製品		
	————————————————————————————————————			金属加工機械	-	
織物業	毛織物	03		繊維機械		
	その他の織物			農業用機械		
 ニット製造業	ニット	04	- Ⅰ機械製造業	建設機械	21	
染色整理業		05		産業用機械		
その他の繊維工業		06	†	事務用・サービス用・民生用機械器具		
	男子服、作業服、学校服		1	その他の機械		
	婦人、子供服	-		産業用電気機械器具		
衣服、その他の繊維製品	ワイシャツ、下着	07	産業用電気機械器具製造業	電子機器	22	
製造業	帽子、毛皮製衣服、その他の衣服		 民生用電気機械器具電球製造業		23	
	その他の繊維製品		通信機械器具製造業	通信機械器具	24	
	製材			自動車・同付属品	25	
 木材、木製品製造業	木製容器	08	輸送用機械器具製造業	鉄道車両		
1777	その他の木製品			自転車・オートバイ		
	家具			船舶		
 家具、装備品製造業	建具	09		^^^^ その他の輸送用機械器具		
STOCK SCHOOL STOCK	その他の家具・装備品			計量器、医療器械、理化学機械等	26	
	パルプ、紙		光学機械器具等製造業	光学機械器具、レンズ、眼鏡	27	
 パルプ、紙、紙製品製造業	紙製容器	10	時計·同部品製造業	時計・同部品	28	
TO THE TANK THE SECOND	その他のパルプ・紙製品	10	PIN PININACA	がん具、娯楽用品、スポーツ・体育用品	+	
	新聞、出版		その他の製造業	事務用品	29	
新聞、出版、印刷業	印刷	11		貴金属製品		
	製版、製本、その他の印刷物加工	' '		楽器、レコード		
化学工業	化学肥料			装身具、装飾品		
	有機化学工業製品	12		プラスチック製品		
				その他の製造		
	化学繊維 油脂加工品、石けん、塗料等		飲食料品卸売業	米穀類	\vdash	
	医薬品			野菜、果物	1	
	その他の化学工業			食肉	31	
石油製品製造業	石油精製	13		生鮮魚介そう	31	
工 出制口制件 业	その他の石油製品			その他の農水畜産物		
石炭製品製造業	石炭製品	14	1	酒類		
ゴム製品製造業	ゴム製品	15		乾物		

事	業 種 目	業種 番号	事:	業種目	業種 番号
	菓子、パン類	31		鮮魚	
飲食料品卸売業	その他の飲食料品	31		野菜、果物	
	生糸、繭、原糸、繊維品		& & W D J ***	菓子、パン類	41
	呉服、太物		飲食料品小売業	米穀類	7 41
	その他の織物			料理品	
	洋服類			その他飲食料品	
	寝具類	20	織物小売業	呉服	10
繊維品卸売業 	靴、履物	32		洋服地	42
	かばん、袋物			寝具類	
	下着類			男子既製服	
	小間物			男子注文服	
	洋品雑貨、その他の繊維品			婦人•子供服	
	木材、竹材		衣服、身の回り品小売業	靴	43
7	セメント	00		履物	
建築材料卸売業 	板ガラス	33		洋品雑貨	
	その他の建築材料			小間物	
	家具、建具]	その他の衣服・身の回り品	
 	荒物	0.4		家具、建具	
家具、建具、じゅう器卸売業	陶磁器・ガラス器	34		金物	
	その他のじゅう器			荒物	
医苯基 小地 日 加丰业	医薬品	0.5	家具、建具、じゅう器小売業	陶磁器、ガラス器	44
医薬品、化粧品、卸売業	化粧品	35		家庭用電気機械器具	
機械器具卸売業	一般機械器具		<u>-</u>	その他のじゅう器	
	自動車•同部品		医薬品、化粧品、小売業	医薬品	45
	輸送用機械器具	36		化粧品	
	精密機械器具		百貨店	百貨店	
	電気·通信機械器具			各種商品小売	
	石炭		趣味、娯楽用品等小売業	スポーツ用品	47
	石油			がん具、娯楽用品	
鉱物、金属材料、卸売業	鉱物	37		楽器、レコード	
	鉄鋼			貴金属製品、宝石	
	非鉄金属			その他の趣味・娯楽用品等	
	貿易			燃料	49
貿易業	輸出	38		書籍、雑誌	
	輸入			文房具、紙	
	紙、紙製品		その他の小売業	中古品	
	再生資源			農機具	
	家庭用金物			写真機、写真材料	
その他の卸売業	建築用金物			時計、眼鏡	
	薪炭類	20		自動車、自転車	
	肥料	39		土産物	
	文房具			その他の小売	
	がん具、娯楽用品		総合建設業	一般土木建築工事	51
	貴金属製品、宝石			土木工事	
	その他の卸売	1		建築工事	
	各種食料品			木造建築工事	
飲食料品小売業	酒	41	職別建設業	職別土木建築工事	E0
	食肉			電気・通信工事	52

事	業 種 目	業種 番号	4	事業 種 目	業種 番号
Right Cul 7キ 등다. ##	管工事			料亭	
職別建設業 	その他の設備工事	52		日本料理	
鉄道業	鉄道	61		大衆酒場、小料理	
道路旅客運送業	乗合バス、貸切バス	-		外国料理	
	ハイヤー、タクシー	62	144 FT AL A - 144	すし	
道路貨物運送業	貨物自動車		料理・飲食店業	そば、うどん	78
	その他の道路貨物運送	63		バー	
 水運業	水運	64	キャバレー		
	倉庫	65	1		
11 W - Z - Z - Z - Z - W	放送		1	その他の飲食	
放送·電信·電話業 		66		温泉旅館、観光ホテル	
 電気供給業		67	Ť	ラブホテル、モーテル	
 ガス・熱供給業	ガス・熱供給	68	旅館業	ホテル、普通旅館	79
	航空運輸			その他の旅館	
その他の運輸、運輸附帯	運輸附帯サービス	69		農業	
サービス、水道業	水道		農林業	林業	81
	洗濯		 漁業、水産養殖業	漁業	82
	洗い張り、染物		金属鉱業	83	- 52
	写真		石炭鉱業	84	
	理髪		原油・天然ガス鉱業	 85	
	美容			採石、砂・砂利採取	
対個人サービス業		71	非金属鉱業	その他の非金属鉱業	86
	ソープランド			銀行	
	駐車場			信用金庫	
	保育所、老人ホーム			信用組合	
	その他の対個人サービス		銀行・信託業	農業協同組合	87
	広告		†	漁業協同組合	
	物品賃貸			その他の銀行・信託	
対事業所サービス業	情報サービス、興信所	72	その他の金融業	質屋	
	その他の対事業所サービス			貸金	88
	映画館			その他の金融	
映画業	映画サービス	73	 証券、商品取引業	証券、商品取引	89
	パチンコ				+ -
	ゴルフ場		保険、保険サービス業	保険、保険サービス	90
娯楽業	運動施設	74	不動産業	—————————————————————————————————————	
	その他の娯楽			不動産代理仲介	91
その他のサービス業	土木建築サービス		1 70/4 7	その他の不動産	
	医療保健		その他の産業	教育	
	医療関連サービス	75		分類不能	99
	廃棄物処理			1222110	
	その他のサービス				
 自動車修理業	自動車修理	76	†		
	機械修理	+	†		
その他の修理業	電気機械修理	77			
してにいいかた木	电风机水沙生	1 ′′			

その他の修理

4 租特透明化法施行規則に掲げる表(以下「適用額明細書コード表」といいます。)の「租税 特別措置法の条項」欄について

税制改正により、「法人税関係特別措置」について、租税特別措置法の条項番号が改正された場合であっても、その「法人税関係特別措置」の区分番号に変更がないときは、適用額明細書コード表の「租税特別措置法の条項」欄には、税制改正後の租税特別措置法(以下「新措置法」といいます。)の条項番号のみを掲載することとされています(※参照)。

適用額明細書コード表の「租税特別措置法の条項」欄には、税制改正前の租税特別措置法(以下「旧措置法」といいます。)の条項番号は掲載されていませんが、旧措置法の条項により「法人税関係特別措置」の適用を受けようとする場合であっても、適用額明細書の提出は必要ですのでご注意ください。この場合、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、新措置法の条項番号を記載してください。

(注) 従来、「法人税関係特別措置」の租税特別措置法の条項番号が改正された場合の「租税特別措置法の条項制 関」欄については、改正前後の租税特別措置法の条項番号が併記されていましたが、平成27年度税制改正において、適用額明細書コード表の「租税特別措置法の条項」欄について規定の整備が行われ、新措置法の条項番号のみを掲載することとされました。

ただし、①廃止された法人税関係特別措置の旧措置法の条項番号及び②経過措置として「なおその効力を有する」と規定されている法人税関係特別措置の旧措置法の条項番号については、引き続き掲載されています。

※ 【適用額明細書コード表の掲載方法変更例】

○ 区分番号「10042」(措置名:中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除) 〈平成28年度税制改正の内容〉

旧措置法の条項:「第68条の11第<u>7項</u>」 新措置法の条項:「第68条の11第<u>3項</u>」

従来の掲載

平成28年度の掲載

租税特別措置法の条項	区分番号
第68条の11第3項 <mark>又は平成28</mark> 年旧措置法第68条の11第7項	10042



租税特別措置法の条項	区分番号
第68条の11第3項	10042